

請負契約書（案）

1. 契約件名 中部運輸局のサービシステム更新契約
2. 契約金額 金 円（うち消費税額等 円）
3. 契約期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
4. 契約履行場所 中部運輸局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
5. 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 中部運輸局長 中村 広樹（以下「甲」いう。）と
（以下「乙」という。）とは各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

（総 則）

第1条 甲は仕様書に基づき乙に対し業務を依頼し、乙はこれを請負い誠実に実施する。なお、甲は乙の業務遂行に協力する。

（業務の種類）

第2条 業務の範囲及び内容については、仕様書による。

2. 甲は乙と協議のうえ、仕様書を改正することができる。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3. 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

4. 乙は、第3項の申請をする際に併せて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関

する書面」という。)を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとする時も同様とする。

5. 第3項及び第4項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
6. 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
7. 乙は第4項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(請負代金の支払い)

- 第5条 甲は、乙が業務終了後、提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。
2. 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

- 第6条 甲は、約定期間内に代金の支払をしないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。
2. 遅延利息の額は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年2.5%とする。ただし、乙が代金の受領を遅延した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
 3. 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約業務の履行)

- 第7条 乙は、仕様書に従い作業員を適正に配置し、業務終了後は速やかに甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第8条 乙は本契約内容及び本業務の履行にあたって知り得た個人情報を含む全ての情報を契約期間中、及び契約終了後も第三者に漏らしてはならない。

(免責事項)

- 第9条 天災その他、不可抗力の事由により乙の契約履行が不能又は困難となった場合、甲が被る損害について、乙はその責を負わないものとする。ただし、この場合、乙は甲

に対しその事由を報告しなければならない。

2. 甲は、天災その他不可抗力の事由により乙の責に帰することのできない場合の他は遅延金を徴収する。

(遅延金)

第10条 前条第2項による遅延金は、延伸前の履行期日の翌日から延伸後の履行期日までの日数に応じ、当該契約金額の年3%とする。ただし、その総額が契約金額の100分の10を超える場合は、その超過額は遅延金に算入しないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号の一に該当したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、以降も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
- 二 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等をうけたとき。
- 三 破産、民事再生、会社整理、会社更生の申立があったとき。
- 四 その他、乙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。
- 五 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
2. 前項の場合において、乙は違約金として解約部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、その金額が 1 円未満であるときの責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

(協議事項)

第 13 条 甲乙は、本契約に定めのない事項は誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
支出負担行為担当官
中部運輸局長 中村 広樹

乙